

高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業 令和8年度実施予定

大阪府障がい者自立相談支援センター

<p>当事者・家族、支援機関、医療機関等に対して、高次脳機能障がい支援コーディネーター等が個別相談やケース会議に随時対応している(相談受付時間は、平日午前9時～午後5時30分)。他に、下記事業も実施。</p>	
相談支援事業等	<p>① 高次脳機能障がい支援相談会 (行政書士・社会保険労務士・家族会による無料相談会)</p> <p>自賠責保険の後遺障がい認定や障がい年金、労災保険等に関して、手続きが煩雑な上、当事者や家族だけでは高次脳機能障がいについて適切な等級の認定を得ること等が難しい場合があることから、行政書士や社会保険労務士からの助言を得られる機会を提供する。 また、当事者との関わりや家庭内での支援の工夫等についての助言を得られる機会として家族会の方への相談の機会も併せて提供する。</p>
	<p>② 自動車運転評価モデル事業</p> <p>既に自動車運転免許証を取得している高次脳機能障がいのある方が、安全に運転を再開できるかを考えていただくとともに、大阪府公安委員会(運転免許試験場適性試験係適性相談コーナー)に提出するための診断書を取得することを目的とし、医師による診察、神経心理学的検査、自動車学校での運転技能評価などを実施する。また、身近な地域で大阪府公安委員会に提出する診断書の作成ができるよう、医療機関や自動車教習所に協力を打診していく。</p>
	<p>③ コンサルテーション事業</p> <p>高次脳機能障がい支援コーディネーター等が事業所を訪問し、状況や高次脳機能障がいの状態像の整理等を支援者の方々とともにを行い、今後も事業所で支援をしていくための方策を検討する。(目標件数:6件)</p>
	<p>④ 小児の家族向け講座・交流会</p> <p>高次脳機能障がいのある子どもは、リハビリテーションと学業との両立や、進級進学、友人関係について等、大人とは異なる困りごとを抱えることが多い。また、ご家族は十分な情報を得たり、同じ境遇の方の話の話を聞いたりする機会がほとんどなく、悩みを抱え込んでおられるケースもある。そこで、高次脳機能障がいのある子どものご家族を対象に、高次脳機能障がいの基礎知識や関わり方についての講座を行うとともに、思いや体験談を共有する機会を提供する。</p>
普及啓発	<p>①-1 高次脳機能障がい普及啓発促進事業 <普及啓発イベント> 府民が多く訪れる場所で、高次脳機能障がいの正しい知識や活用できる制度、当事者・家族会についてリーフレットによる周知を行う。福祉事業所についてのパネル展示、職員による無料相談ブース等を設置する。(年1回 イオンモールにて実施予定)</p>
	<p>①-2 <啓発用動画の制作> 府民が高次脳機能障がいについて、いつでも知りたいときに視聴でき、広く周知・理解を促進させるものとして、計7本の動画を制作する。令和5年～7年度に各2本(計6本)制作し、公開中。令和8年度に新たに1本制作予定。</p>
	<p>② 大阪高次脳機能障がいリハビリテーション講習会 ※協力 一般社団法人日本損害保険協会の助成を受けて、医師を長とした当事者・家族、福祉関係者らによる実行委員会を立ち上げ実施する。広く府民を対象に当事者や家族の思い、生活上の工夫等について知ってもらい、高次脳機能障がいについての理解を深める等、普及啓発を図る。</p>
研修	<p>市町村担当職員研修</p> <p>障がい特性を踏まえ、個性の高いケースに応じて、どのような福祉サービスで地域生活を支えるかや市町村内での他部署との連携の必要性等についての理解促進を目的とする(年1回 予定)</p>
	<p>対象者別 高次脳機能障がい支援者養成研修 《基礎編》《実践編》</p> <p>障がい福祉サービス事業所等に従事する支援者が、障がい特性を理解し、個々の状態像を適切にアセスメントし、個性に応じた支援の組立ができるよう演習等を通じたスキルの獲得を目的とする(各年1回 予定)</p>
	<p>医療機関等職員研修</p> <p>医療職に対し、高次脳機能障がいの支援に必要な受傷時の画像や経過などの様々な情報の提供に関する重要性や、医療と福祉機関でのリハビリテーションの違いや連携についての知識を習得を目的とする(年1回 予定)</p>
	<p>地域別 地域別実践研修</p> <p>二次医療圏域毎に、多職種(医療・福祉・介護・行政等)による研修会(及び研修企画会議)を行い、市町村障がい福祉担当課や相談支援事業所、医療機関等の連携強化をはかる。年に2～3圏域ずつ実施し、4年かけて府内全域を達成する。令和8年度は南河内圏域、中河内圏域(2回目)、泉州圏域(2回目)にて実施予定。なお令和5年度は、中河内圏域、泉州圏域、令和6年度は北河内圏域、三島圏域、令和7年度は大阪市圏域、豊能圏域にて実施。</p>

※「大阪府高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業」は、大阪府障がい者自立相談支援センターが、共に障がい者医療・リハビリテーションセンターを構成する大阪府立障がい者自立センター、大阪急性期・総合医療センターと連携のもと実施している。堺市においては、堺市立健康福祉プラザ生活リハビリテーションセンターを支援拠点として、相談支援や研修事業等を実施しており、障がい者医療・リハビリテーションセンターと堺市立健康福祉プラザ生活リハビリテーションセンターは、協働しながら事業を推進している。